

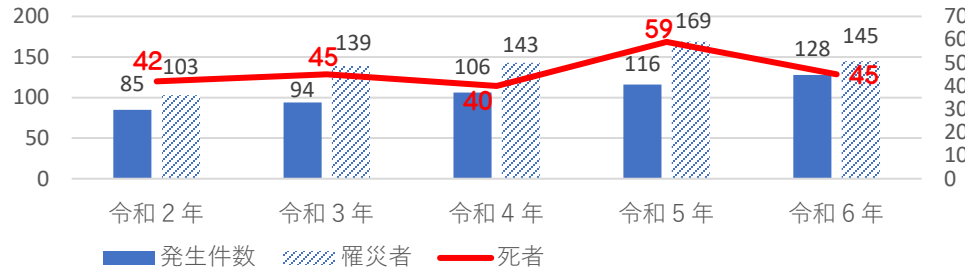
沖縄県における水難事故の発生状況と対策について

令和7年4月

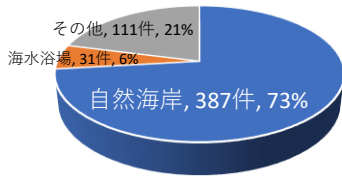
内閣府 沖縄総合事務局

水難事故の現状

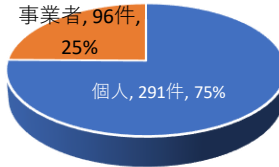
1 過去5年における水難事故（470件）



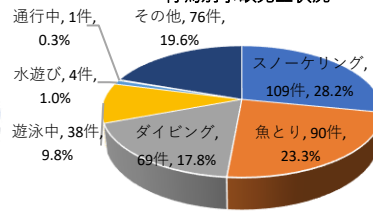
発生場所



自然海岸における事業者、個人別事故発生状況



自然海岸における行為別事故発生状況



2 過去5年における各地域の上位事故発生場所

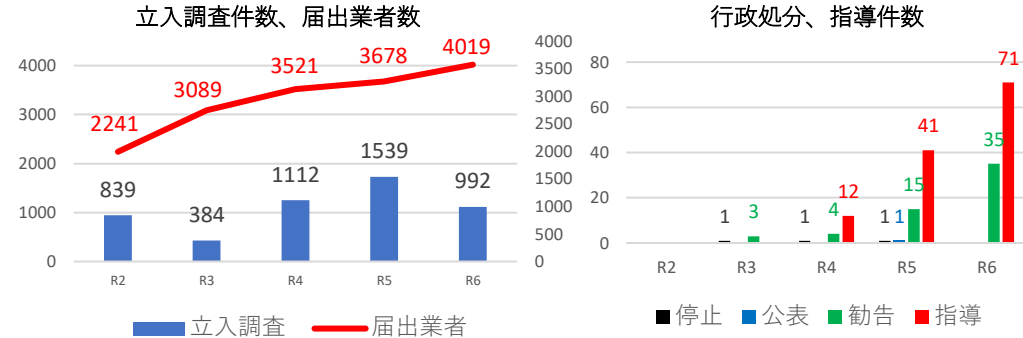
本島北部			本島中部			本島南部			宮古島署管内			八重山署管内		
場所	件数	区分	場所	件数	区分	場所	件数	区分	場所	件数	区分	場所	件数	区分
1 恩納村在真栄田岬海岸	13件	自然海岸	1 うるま市在伊計海岸	8件	自然海岸	1 糸満市在太度海岸	10件	自然海岸	1 宮古島市城辺在新城海岸	15件	自然海岸	1 石垣市在崎海岸	6件	自然海岸
2 恩納村在恩納海岸	11件	自然海岸	2 読谷村在残波岬海岸	8件	自然海岸	2 読谷村在たかしくビーチ	7件	管理海岸	2 宮古島市伊良部在中之島海岸	9件	自然海岸	2 石垣市在米原ビーチ	6件	自然海岸
3 本部町在「通称：ゴリラチョップ」	10件	自然海岸	3 北谷町在宮城海岸	5件	自然海岸	3 糸満市在糸満港、糸満市在嘉屋武海岸、那覇市在波之上ビーチ	4件	港域・漁港、自然海岸、管理海岸	3 宮古島市在与那覇前浜ビーチ、シガラビーチ	7件	自然海岸	3 石垣市在石垣港	5件	港域・漁港

3 昨年（R6）の水難事故の特徴

- 令和6年の水難事故の特徴として、場所については自然海岸での発生が多く、態様については、県民は釣りや素潜り漁などの魚とり中の事故が、観光客ではダイビングやスノーケリング中の事故が多いことが特徴となっている。
- マリンレジャーを取り巻く環境は、新アクティビティーが次々に出てくるなど常に進化しており、その状況に合わせて「水上安全条例」なども不断の見直しを行っていく必要がある。

県警察が実施する各種対策

1 海域レジャー提供業者への安全対策指導



立入調査の状況



救助訓練

2 県民や観光客に対する安全啓発活動



海浜警ら活動



航空機における事故防止アナウンス

3 関係機関・団体との連携



令和6年水難事故防止運動出発式

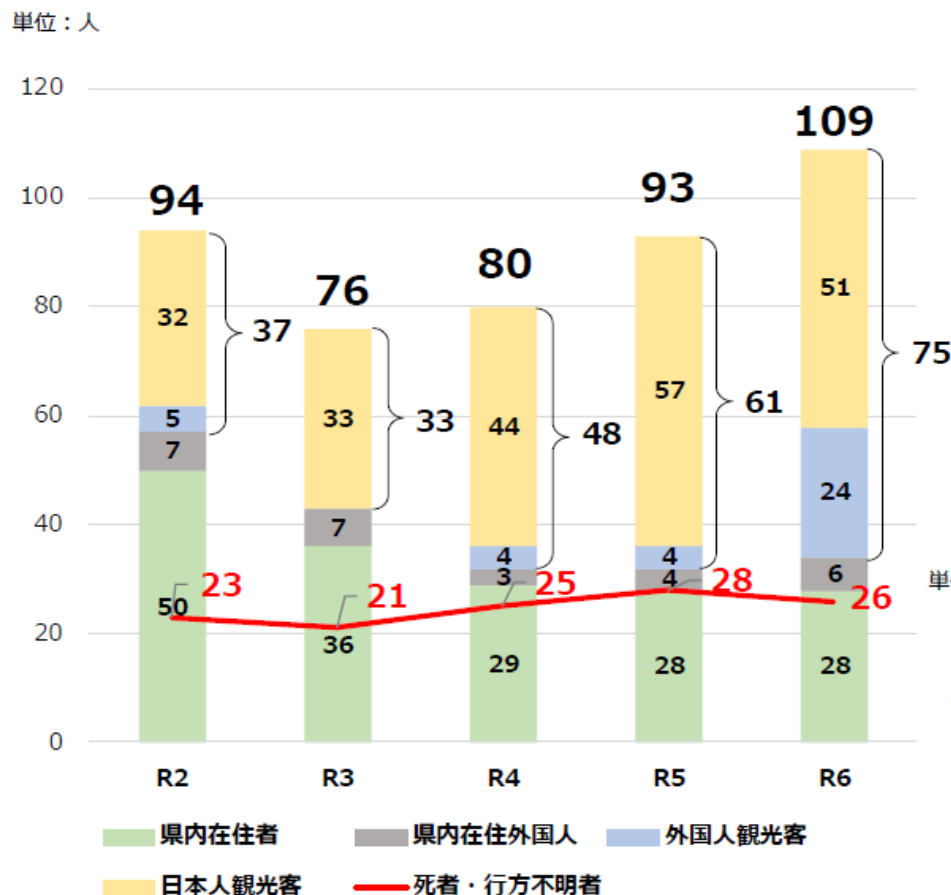


令和6年水難事故防止推進協議会

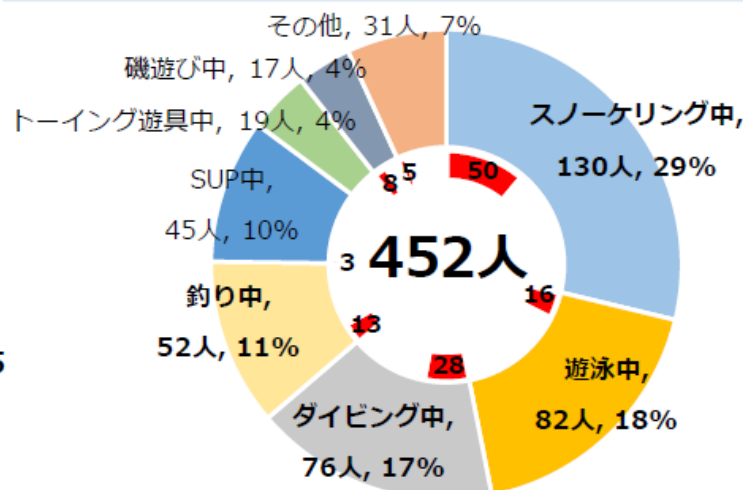
※令和6年は速報値

- 令和6年のマリレジャーに伴う人身事故は109人で令和5年より16人増加し、過去5年間で最多となった。
- 観光客による事故の割合が年々増加傾向にあり、令和6年は75人で過去5年間で最も多く、全体の約7割を占めた。
- 死者・行方不明者にあつては、スノーケリング中、ダイビング中で多く発生した。
- 月別でみると、7月から10月に多くなつてゐる。(6月は令和5年に多数の要救助者を引き起こす事故が2件発生し増加)

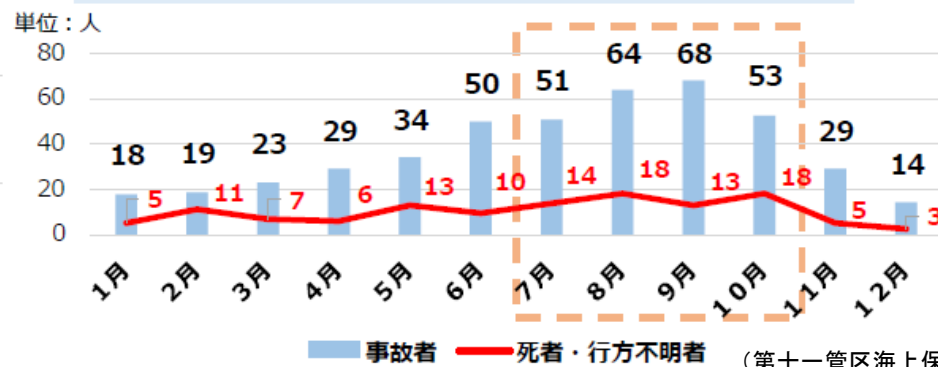
【過去5年間推移】マリレジャーに伴う人身事故発生状況



【活動内容別】マリレジャーに伴う人身事故発生状況



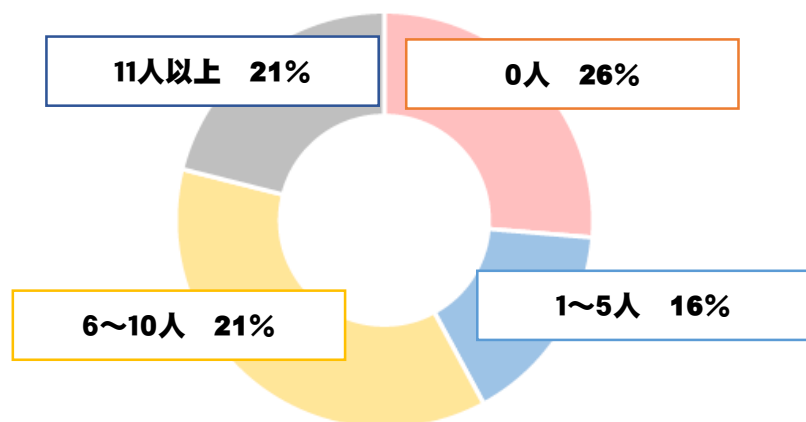
【月別】マリレジャーに伴う人身事故発生状況



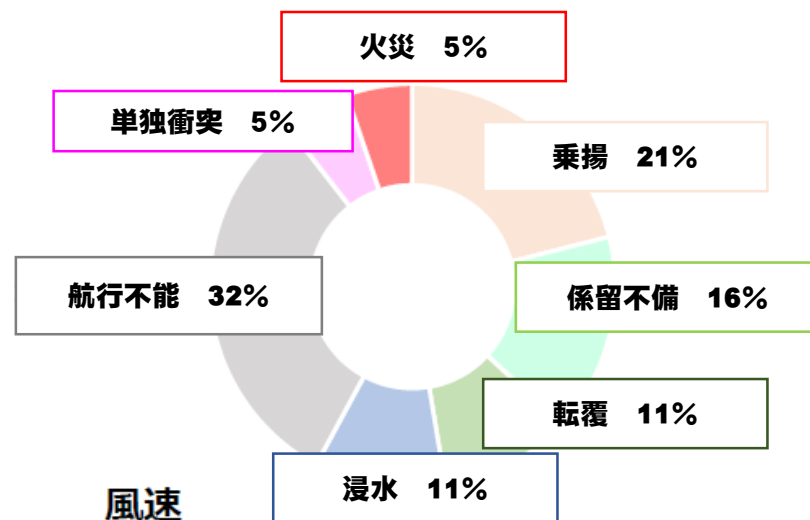
ダイビングに係る事案の発生傾向

- ダイビングについては、海象が荒れる10月から年末年始、さらに午前中の事案発生が多い。
- 舟艇が関わる事案のうち、乗揚、係留不備、転覆、浸水などが約半分、故障等による航行不能が約3割を占め、その約8割程度は波浪注意報等が発令されている中で発生。船長が自ら潜水し見張りが不在となり、潜水者の適切な救助がなされなかったケースも。

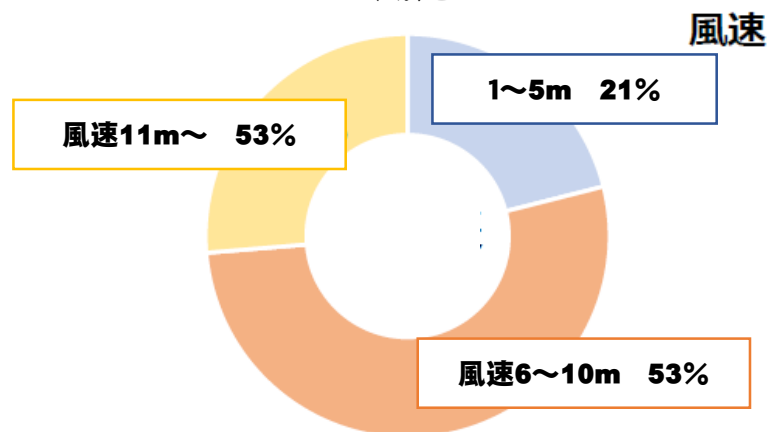
発生時の乗船人員



種別



風速

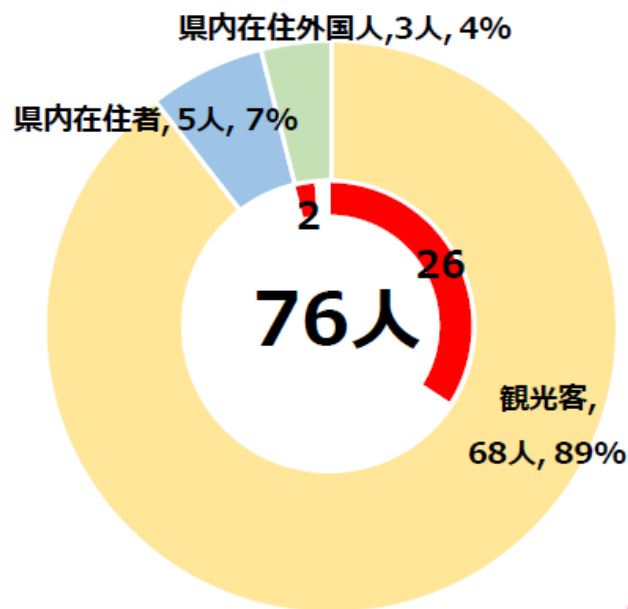


ダイビングに係る事案の発生傾向

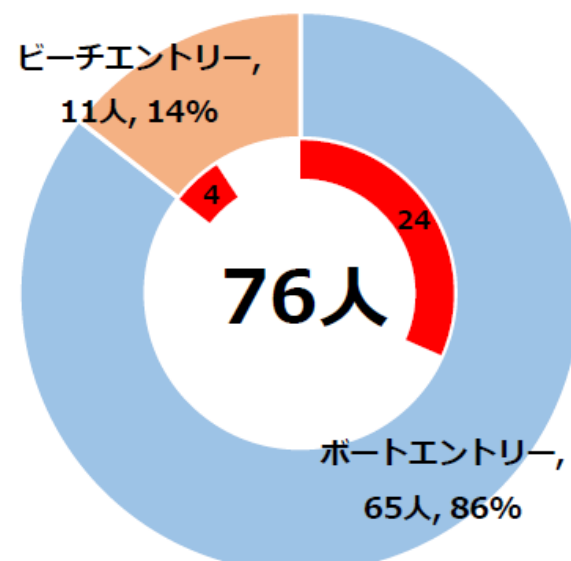
※令和6年は速報値

- ・ダイビング中の事故者は76人、そのうち観光客が68人と約9割を占めた。
- ・中高年による活動が多く、40歳以上が事故者の約8割を占めた。
- ・マリンレジャー事業者を利用した、ボートエントリー時の事故が約9割を占めた。

【居住地別推移】 ダイビング中の事故者

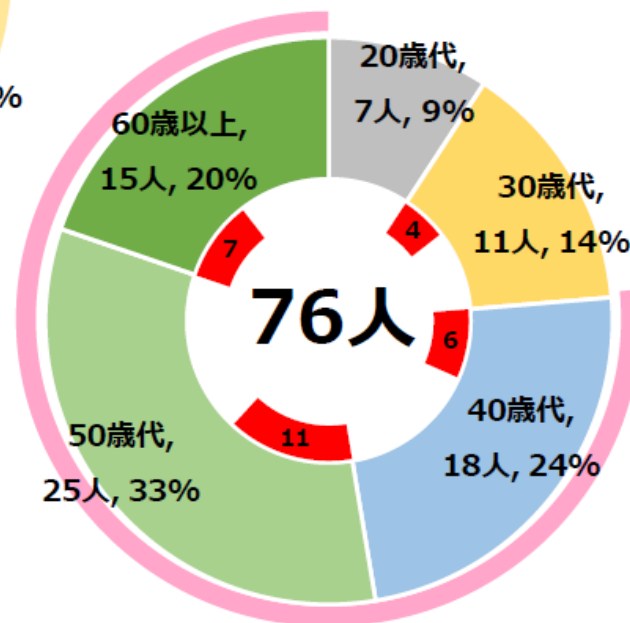


【エントリー方法別】 ダイビング中の事故者



※ 平成30年から令和4年までの事案

【年齢層別】 ダイビング中の事故者



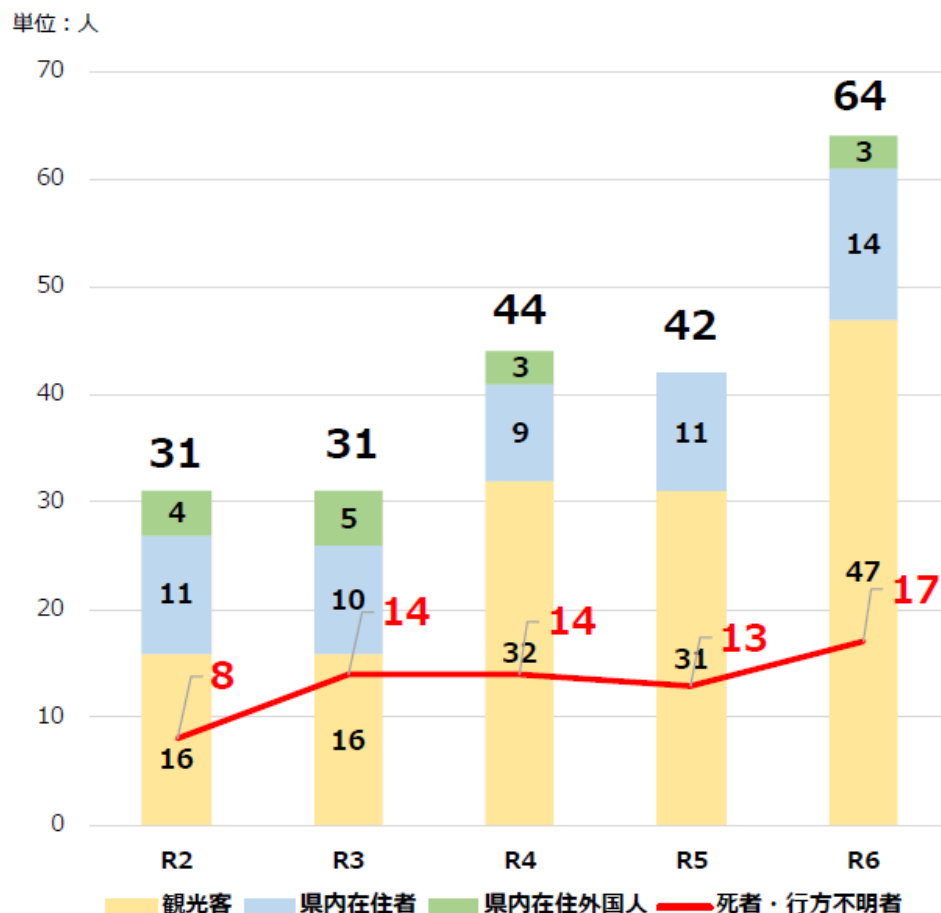
■ 死者・行方不明者

(第十一管区海上保安本部)

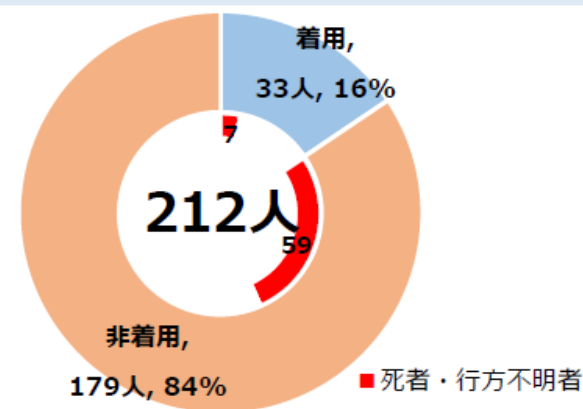
※令和6年は速報値

- 令和6年のスノーケリング中・遊泳中の事故者は64人と令和5年より22人増加し、過去5年間で最も多い。
- 令和6年の観光客の事故は47人と令和5年より16人増加し、過去5年間で最も多い。
- 事故者のうち、ライフジャケット非着用者が8割以上で、死者・行方不明者の約9割を占めた。
- 死者・行方不明者66人のうち、50歳以上の中高年が約7割を占めた。

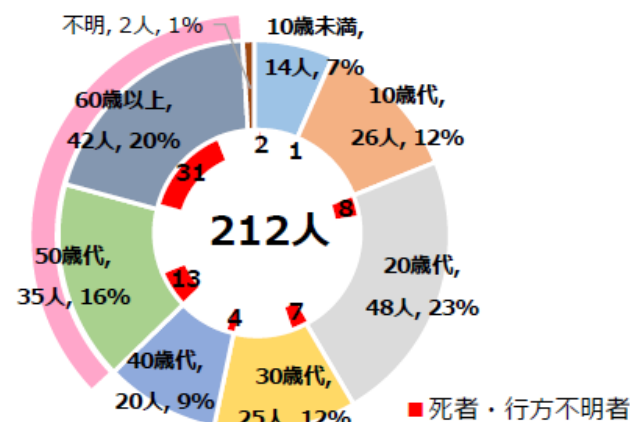
【居住地別推移】スノーケリング中・遊泳中の事故者



【ライフジャケット着用割合】スノーケリング中・遊泳中の事故者



【年齢層別】スノーケリング中・遊泳中の事故者



- ✓ 平成5年、海域及び内水域における水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るべく、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例」（以下「水上安全条例」という。）を制定。

＜条例制定の背景＞

- 海洋レジャーの急速な普及以降、沖縄県の水難事故の発生は、平成4年に水難事故90件、死者46人（人口10万人当たり事故発生率・死者数が全国1位）に至るなど、高水準で推移。特にダイビング事故については、全国事故件数の1／3、死者数の1／4が沖縄に集中していた。

＜条例制定の経緯＞

- 事故には、海洋レジャー提供事業者の指導員の不適切な指導が主な原因となっているものや、水上バイク等のプレジャーボートの無謀操縦が原因となっていた事故が多く含まれていた。
- このような事故の中には刑事事件として立件できるものもあるが、それは事後的な措置であって一般的な事故予防効果はあまり期待できない。
- このため、海洋レジャーに伴う水難事故を根本的に防止し、遊泳者等海洋レジャーを楽しむ者の安全を確保し、海水浴場を管理する者、水上バイク等プレジャーボートの貸し出し事業者、ダイビング事業者等による総合的な事故防止対策を講じていくため、条例を制定。
- 条例制定にあたっては、沖縄県内の海洋レジャー関係者等からも意見を聞き、実情に合った沖縄県独自の条例案を検討。その後、平成5年9月の沖縄県議会定例議会にて可決され成立。

＜令和3年改正＞

- ✓ 令和3年の改正により、県や 海域等利用者の責務、不適切な業者を排除するための欠格事由、条例違反に伴う行政処分等を強化したほか、届け出が必要な新たな業種としてスノーケリング業を追加。

＜更なる改正の検討＞

- ✓ 令和6年、令和6年7月24日、沖縄県警察本部地域部長の呼びかけにより法曹関係、学識関係、マリンレジャー業界関係、保安関係、観光振興関係等各界の有識者が参加する、「水上安全条例の改正に関する有識者会議」を開催。
- ✓ 本県における水難事故の発生件数が、令和3年の条例改正以降も増加し、全国的に見ても高い水準で推移していることから、水難事故防止対策の更なる強化が急務であることから、水上安全条例の改正について議論。
- ✓ 令和6年12月20日、「水上安全条例の改正に関する提言書」を公表。今後、パブリックコメント募集の上、条例改正案を議会に上程予定。

<事業者による安全上の措置>

○ 潜水業者の事故防止等の措置(第17条)

✓ 潜水業者の義務(水難事故防止及び事故発生時の人命救助措置)

- (1) 事業所ごとに、自ら潜水をし並びに潜水者を案内し及び指導する者(ガイドダイバー)を置くこと。
- (2) 老朽、破損等により危険が生ずるおそれがある潜水具を潜水者に使用させないこと。潜水具を潜水者に使用させるに当たっては、これが正常に機能するかどうかについて事前に点検を行うこと。
- (3) 潜水者が酒に酔った状態その他正常な潜水ができない状態にあるとき、又は潜水技術が未熟で安全な潜水を行うことができないおそれがあると認められるときは、その者に潜水をさせないこと。
- (4) 潜水者に危険が生ずるおそれがある場所において潜水をさせないこと。
- (5) 公安委員会規則で定めるところにより、潜水者の名簿及びガイドダイバーの名簿を備え、住所及び氏名その他必要な事項を記載すること。
- (6) 潜水者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

✓ 潜水業者のとるべき措置(努力義務)

- (1) 潜水者に係る水難事故を防止するため必要な潜水上の遵守事項を定めこれを潜水者に遵守させること。
- (2) 潜水者に水難事故等の非常事態が発生した場合において事業所又は案内に用いる船舶に緊急連絡することができるような通信手段の整備。
- (3) 水難事故が発生した場合において直ちに利用できるような方法で救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- (4) ガイドダイバーの知識及び能力の向上。

○ プレジャーボート操船者の遵守事項(第19条)

- (1) 海域及び内水域において、みだりに疾走させ、急転回させる等により、遊泳者その他の海域等利用者に対し、危険を覚えさせる行為の禁止。
- (2) 水産動植物の養殖施設又は漁労中の定置されている漁具に接近する行為の禁止。

<実効性確保のための措置>

○ 事業の届出等(第4条ほか)

- ✓ 海水浴場、催し物、マリーナ、プレジャーボート提供(ダイビング、シュノーケリング、水上オートバイ、SUP、カヌー・カヤックなど含む)を営む事業者に対し、公安委員会への届出を義務化。

○ 欠格事由等(第14条)

- ✓ 重大な法令違反をおこなった者や暴力団等の市場への参入を排除。

○ 公安委員会等の勧告等(第20条)

- ✓ 条例に掲げる措置を採っていない場合における、当該海域レジャー業者に対する勧告の実施。
- ✓ 勧告に従わない場合における公表、なお正当な理由なく勧告に従わない場合における指示の実施。
- ✓ 警察官による海域レジャー業者に対する応急措置の指示。

○ 事業の停止等(第21条)

- ✓ 海域レジャー業者が条例に違反した場合の事業停止命令。
- ✓ 海水浴場の廃止、催物開催の中止、事業廃止命令。

○ 安全対策優良海域レジャー業者の指定(第23条)

- ✓ 公安委員会は、安全対策が公安委員会規則で定める基準に適合していると認められる海域レジャー提供業者を、指定。
- ✓ 安全対策優良標示の交付、見やすい場所への掲示。
- ✓ 基準に適合していないことが明らかになった場合の指定取り消し。

○ 指導、講習、海域等の状況の調査、海上安全指導員協議会の設置、立入検査等(第24条から第29条まで)

< 今次条例改正に関する提言等のポイント >

（１）事業届出及び行政処分の一元化

複数業種を届出する場合における事業者側の負担軽減を図るため、事業届出を一元化。事業者に対する規範意識の向上を図り、水難事故防止対策を徹底させるため、行政処分を行う場合には、事業者が届出した全ての業種及び管理・運営する全ての店舗も処分の対象とする。

（２）新アクティビティの規定及び業種の整理

カヌー等及び水上設置遊具を新たな業種として条例に新設し、事故防止等の措置を定める（カヌー等のツアーガイドに係る資格のあり方、スキンドайビングに対する安全対策のあり方などについても討議）。

（３）船上における見張り等の実施

船舶職員及び小型船舶操縦者法並びに海上衝突予防法において、船舶の操縦者について「適切な見張りの実施」が規定されており、マリンレジャーに用いる船舶も対象。他方で、現在、潜水業やスノーケリング業を営む事業者の中には、単独で船の操船及び利用者のツアーガイドを行うところがあり、潜水やスノーケリングのため船舶を無人状態としたことにより、海中で意識を消失した罹災者の船上引き上げが困難となり、迅速な救護措置を採ることができなかった事案が発生。

ついては、「適切な見張り」を定める上記法律の趣旨をより実効あらしめるため、一歩踏み込んで、「船上からの監視による水難事故防止対策及び水難事故発生時における人命救助に必要な手段を尽くし、潜水やスノーケリングをする者の生命、身体及び財産を保護するため、船上において見張り等を実施する要員を置く」とし、違反した場合は行政指導や行政処分を行えるようにする。

なお、本件決議に際し、以下のような意見あり。

- 船舶の見張りの確保については賛成であるが、複数の船舶のうちから1名の見張り要員を置く運用が可能な場合、船舶の無人化の禁止は規定する必要はない。
- 水中又は船上における監視の努力義務であれば賛成であるが、船上の無人状態を条例違反とするのであれば、単独の事業者は営業が困難となるため反対。
- 離島は単独の事業者が多いことから、見張り要員等の確保に要する期間を考慮し、今回の条例改正においては反対。船上における見張り等を行う要員に関して規定した場合、単独経営の事業者に対して多大な影響を及ぼす可能性があることから、事前の情報発信や、改正条例の制定時において経過措置を設けるなど、所要の配慮をすべきであると考えます。

（４）行政指導、罰則等の強化

海水浴場開設者に係る事故防止等の措置に関し、従前の努力義務を義務に改め、条例違反時における指導、勧告等行政指導の対象とする。

事業者に係る事故防止等の措置に関し、酒気を帯びた利用者に対するマリンレジャーの提供規制、利用者に対して救命胴衣等を着用させる義務、潜水時やスノーケリング時における利用者への案内方法等を定める。事業者の有無にかかわらず、マリンレジャーを行う者に対して救命胴衣等を着用する努力義務を定める。また、船舶の操船者に対して酒気帯び操船等を禁止するとともに、違反行為に対する罰則を定める。

観光客の皆様！
**沖縄県には水難事故を防止するための
条例があることをご存じですか？**



沖縄県警察シンボルマスコット
シーサー君
A: ①(ダイビング)以外は必要ありません
「沖縄県水難事故の防止及び
遊泳者等の安全の確保等に関する
条例(以下、水上安全条例)」で、
沖縄県内で海域レジャー事業を営む
とする者は、沖縄県公安委員会へ
の届出が義務づけられています。

これらは届出が必要
な事業の一例です

あなたの利用しようとしている事業者は
水上安全条例に基づく届出をしていますか？
⇒沖縄県警のHPに「届出業者一覧表」を掲載しています。

マル優制度について

沖縄県公安委員会では、県内で営業する
海域レジャー提供業者について、水上安全
条例等に定める安全対策基準が十分に満た
されていると認めた事業者を、安全対策優
良海域レジャー提供業者(通称マル優事業者)
として指定しています。



指定標章

クイズ

このチラシの中に、ライフジャケットは何着あるかな？
数えてみよう！
答えはシーサー君のところだよ。
ライフジャケットを着用せず事故に遭うケースが多発しています。
海や川でのレジャーの際は、必ずライフジャケットを着用しましょう。



おきなわマリン
セーフティマップ



**マリンレジャーは
届出業者を利用しましょう**

観光客の皆様へ

沖縄県では、公安委員会への届出が義務付けられている
マリンレジャーの業種があります。(無届営業は罰則の対象)

届出が必要な業種例



海水浴場 潜水(ダイビング) スノーケリング(注)
(スキンドイビングなどを含む)



サップ モーターボート類 カヌー、カヤック
(スタンドアップパドルボード)(水上バイクなどで牽引等するレジャーを含む)

沖縄県の条例では、届出業者に対して資格者(例:水難救助員)の
配置など、水難事故防止の措置をとるよう定めています。
届出業者の一覧表を県警察のホームページに掲載していますので
ぜひ参考してください。



(注) スノーケリング業は、令和3年11月1日までに届出をするよう猶予期間を設けています。

「マル優」業者はさらに安心
届出業者のうち、安全対策が一定の基準に適合している業者を、
沖縄県公安委員会は「安全対策優良海域レジャー提供業者」
(通称: マル優)として指定しています。



改正水上安全条例が施行されます

事業者の皆様へ

令和3年1月1日まで

スノーケリング業の届出

1 公安委員会への届出書類の提出

- 現在スノーケリング業をしている方は、11月1日までに届け出る必要があります。11月1日までにスノーケリング業を始めようとする方も同じ。
- 11月1日以降にスノーケリング業を始めようとする方は、事業を営もうとする日の10日前までに届け出る必要があります。

2 事故防止等の措置（抜粋）

- 事業所ごとにスノーケリングガイドの資格を有する者を配置する。
※ 条例におけるスノーケリングガイドとは、CRS&SD スノーケリングインストラクター、R&Dダイブマスター、R&Dダイブマスター2級が該当。
- 利用者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、必要事項を記載すること。
- スノーケリング上の遵守事項を定め、スノーケリング利用者に遵守させること。
- スノーケリングガイドの知識・能力の向上に努める。
※ スノーケリング業とは、スノーケルを使用する潜水を主とするすべての業務が該当します。スノーケリング、スキューバダイビング、フリースタイルダイビングなど。

令和3年5月1日から

悪質業者等への措置

1 欠格事由の新設

- 海水浴場の開設、海域等における催物の開催、プレジャーボート提供業ができない方について、欠格事由を定めました。

欠格事由の例（抜粋）

- 破産手続開始の決定を受けて復讐を得ない者
- 禁錮以上の刑の執行終了後、3年を経過しない者
- 暴力団員（脱退後5年を経過しない者）など

2 名義貸しの禁止

- 海水浴場、催物、プレジャーボート提供業の届出をした方は、自己の名義に係る事業等を他人にさせてはいけません。
※ 違反者には罰則あり。

3 行政処分の新設

- 事業等を営んでいる方が、条例の規定に違反した場合において、特に必要があると認めた場合、公安委員会が「事業の停止」を命ずることができます。
※ 最長10ヶ月、違反者には罰則あり。
- 欠格事由の該当者が事業を営んでいることが判明した場合、公安委員会が「事業の廃止」等を命ずることができます。
※ 違反者には罰則あり。

その他（公安委員会規則の改正内容）

1 プレジャーボートの種類を例示

- カヌー、サップ、ハイドロfoilなど

2 ガイドダイバーと顧客の比率（基準）

- 体験潜水者 おおむね2人（制限）
- 初級潜水者 おおむね6人—おおむね4人
- 中級潜水者 おおむね8人—おおむね6人

3 マル優の適合基準の変更

- 水難事故を防止するための知識及び能力の向上を図っていること等を基準に加えました。

事業者における事故防止上の措置

1 知識及び能力の向上

- 海水浴場とプレジャーボート提供業について、下記の対象者について、水難事故を防止するための知識及び能力の向上を図るよう、努力義務を定めました。

対象者）

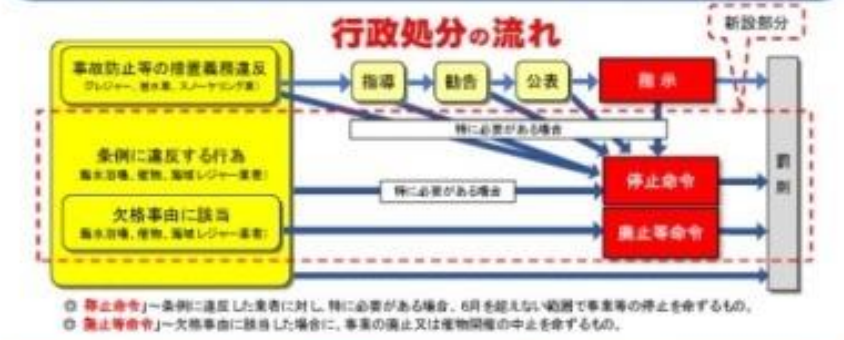
- 水難事故救助員
- プレジャーボート提供業の従事者（カヌー、サップなど）
- ガイドダイバー（観望）、スノーケリングガイド

欠格事由に該当する方

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復讐を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) 届出事業等に関する廃止等命令を受けた日から起算して3年を経過しない者
- (4) 廃止等命令を受けるのを逃れるために自ら廃止等の届出をした者のうち、当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が(1)～(6)又は(8)のいずれかに該当するもの

欠格事由者の対象業種

海水浴場 催物の開催 プレジャーボート提供業 マリーナ業 潜水業 スノーケリング業



参考資料】 スノーケリング業者の事故防止等の措置

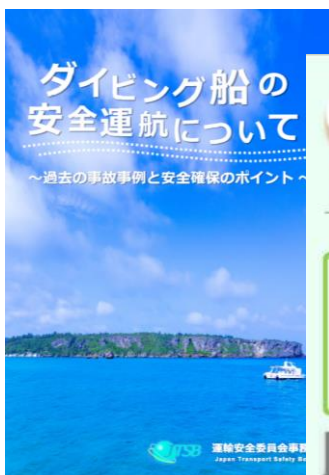
（潜水業者の規定の準用）※ 読み替え後の条文

第18条 第13条第1項の規定により同条第4号の事業に係る届出をした者（以下「スノーケリング業者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 事業所ごとに、自ら同伴し、スノーケリング者（スノーケリング業者の案内を受け、スノーケリングをする者をいう。以下同じ。）を案内し、指導する者（以下「スノーケリングガイド」という。）を置くこと。
- (2) 老朽、破損等により危険が生ずるおそれがある場所においてスノーケリングをさせないこと。
- (3) 公安委員会規則で定めるところにより、スノーケリング者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、これに住所及び氏名その他必要な事項を記載すること。
- (4) スノーケリング者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交通等の警察官に通報すること。
- (5) スノーケリング業者は、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。

2 スノーケリング業者は、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。

- (1) スノーケリング者に係る水難事故を防止するための必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。
- (2) スノーケリング者に水難事故等の被害事態が発生した場合において、事業所又は案内に用いる船舶に緊急連絡することができるような通信手段を整備すること。
- (3) 水難事故が発生した場合において直ちに利用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
- (4) スノーケリングガイドの知識及び能力の向上を図ること。



事故事例紹介

事例① 浸水事故（沖縄県石垣市観音崎北西方沖）

（発生日時）平成24年4月3日 14時30分ごろ

ダイビング船A船は、（船長1人、ダイビング客7人及びインストラクター2人が乗船）ダイビングを終え、帰航中、波を受けて浸水。

〔 損 傷：倉庫等に浸水（半水没状態）
死傷者等：乗船者全員は救助（死傷者なし） 〕



判明したこと

- 船長
 - ・ 強風注意報及び波浪注意報が発令中であったが、過去の経験から早めに帰ってくれば大丈夫だろうと判断して出航。
- 船体構造
 - ・ 波がオーブントランサム型の船尾甲板に連続して打ち込む状態で航行を続け、船尾甲板下の倉庫に浸水。
 - ・ 倉庫の上蓋が固定できるものではなく、船尾甲板に浸入した海水により浮き上がり倉庫に浸水し、その後、機関室にも浸水。



A船の船尾部



A船の船尾甲板

再発防止策

- ・ 運航する船舶の構造（波の打ち込みやすさなどの弱点）をよく理解し、出航前に気象・海象に関する詳細な情報を入手して出航の可否を決定すること。
- ・ 気象・海象の悪化が予測される場合は、速やかに帰航し、また、航行中に気象・海象が悪化した場合は、速やかに最寄りの安全な場所に避難すること。

事例② 転覆事故（沖縄県宮古島市下地島北西方）

（発生日時）令和5年8月16日 12時42分ごろ

ダイビング船B船は、（船長1人、ダイビング客12人及びインストラクター7人が乗船）波の打ち込みにより、浸水して転覆。

〔 損 傷：機関室の潰損等
死傷者等：乗船者全員は救助（死傷者なし） 〕

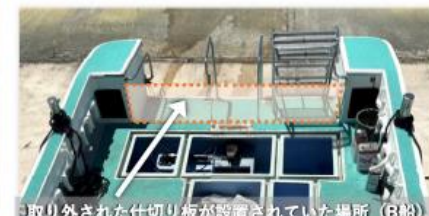


判明したこと

- 船長
 - ・ 出航後に船長が最新の気象・海象情報を入手しておらず、状況の変化を察知できていなかった。
- 船体構造
 - ・ 船尾形状の変更（仕切り板の取り外し）により、波が打ち込みやすい構造になっていた。
 - ・ 船尾収納庫等と機関室とが開口部等で通じていた。
 - ・ 船尾甲板を中心に約1,000kgの潜水器材を積載しており、乾舷が減少し、復原性の低下に影響を及ぼしていた可能性がある。
- 運航会社
 - ・ 出航を中止する風速や波高の目安は考えていたものの、運航に関する基準を明確に定めていなかった。
 - ・ 関係機関から直接的な指導啓発を受けていなかった。



事故発生後の状況



取り外された仕切り板が設置されていた場所（B船）

再発防止策

- ・ 常に最新の気象・海象情報を収集し、天候の悪化を察知した場合は、速やかにダイビングを中止すること。
- ・ オーブントランサム型の船は、船尾から波が打ち込みやすい構造であることを認識し、特に、錨泊中は、波の来る方向に船尾を向けないこと。
- ・ 船尾構造の変更など復原性に著しい影響を及ぼすおそれのある変更を行う場合は、臨時検査等を受検すること。
- ・ 上甲板下の区画の開口部を塞ぎ、海水等の浸入の拡大を防ぐこと。

具体の事故要因・事例を活用した対策の浸透

2 5つの安全確保のポイント

気象情報の入手

常に最新の気象・海象情報を入手すると共に、周辺の雲の状況等から天候が変化する兆しを察知し、天候が悪化する前に避難するなどの判断を行うこと。

- ・積乱雲の接近、急に風が吹き出たり、自船の周囲に波が立ったりする兆しを見逃さないこと。
- ・地域の同業者と緊急時の連絡や気象・海象等の情報を共有することができる体制を構築しておくこと。



接近する雨雲の一例

オープン・トランサム型の注意点

船尾乾舷が小さいオープントランサム型のダイビング船にあっては、船尾から波が打ち込みやすい構造であることを認識すること。

波の打ち込みが予想される場合は、船首から投錨して船尾を風下にする。



波の打ち込み



(参考) 投錨位置を船首側としている錨泊中のダイビング船

ダイビング器材の安全な積載

空気タンク(シリンダー)などの重量の大きい潜水器材の積載には乾舷の確保に特に注意すること。また、航行中に器材が移動しないように固定などを行うこと。

潜水器材を積載することで喫水等の変化が大きくなる場合は、検査機関(JCI)にその旨を申し出て指導を受けるなどしてダイビング船の復原性※を確保する必要があります。

※ 船舶が傾斜した時に直立状態に戻ろうとする力のこと。



(参考) 空気タンク

10ℓ空気タンクの1本あたり重量

	スチール製	アルミ製
単体	約13kg	約14kg
充填時	約16kg	約17kg

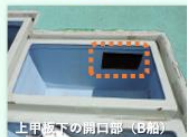


(参考) 潜水機材の積載状況

船体構造の変更

船体の強度、水密性等に影響を及ぼす船体の主要な構造を変更する場合は、事前に検査機関(JCI)に相談すること。

船尾部の仕切り板が取り付けられている状態で船舶検査に合格している場合は、同板を取り外さないこと。(2ページ参照)



上甲板下の開口部(8船)

上甲板下の区画に開口部があると、海水等の浸水が他の区画へ拡大し、転覆や沈没などの危険な状態に直結するので、板などで開口部を塞ぎ、海水等の浸入の拡大を防ぐこと。

船舶検査の受検の義務

船体構造等を変更したときは、船舶安全法上の臨時検査(JCIが実施)を受けなければならない場合があります。

明確な運航基準の策定

船舶の堪航性※を十分に考慮した上で、出航、ダイビングを中止して帰航や避難する判断を、波高・風速等を用いて基準を定め、文書などで明確に示すことが推奨されます。

天候が急変した場合、適切に避難等の判断ができるようにしましょう。ダイビング中においても、乗組員は、船上において見張り等を維持しなければなりません。

※ 船舶が安全に航海するに堪える能力のこと。



(参考) 航行中のダイビング船



(参考) 停泊中のダイビング船

もし事故が発生したら...

- ・速やかに118番(海上保安庁)通報し、緊急連絡先に連絡しましょう。

ダイビング船において有効な対応～サバイバルファクターのポイント～

- ・乗組員は、同乗しているインストラクターと連携して、避難誘導を行いましょう。
- ・インストラクターは、ダイビング客のパニック防止、救命胴衣の着用指示、救命設備の操作、救助機関への連絡等について船長を支援しましょう。
- ・海上へ避難した際は、浮力の確保、携帯型浮き等による視認性の確保及び漂流拡散の防止等に努めましょう。

携帯型浮き(一例)



国土交通省 運輸安全委員会事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1

TEL 03-5367-5025

ホームページ <https://www.mlit.go.jp/jtsb/>

2024年(令和6年)9月発行



LINE 公式アカウント



PICK UP 01

おきなわマリンセーフティマップ

沖縄県のビーチごとの危険情報や過去の水難事故の情報を提供しています。安全なビーチの選定や注意事項の確認に役立ててください。



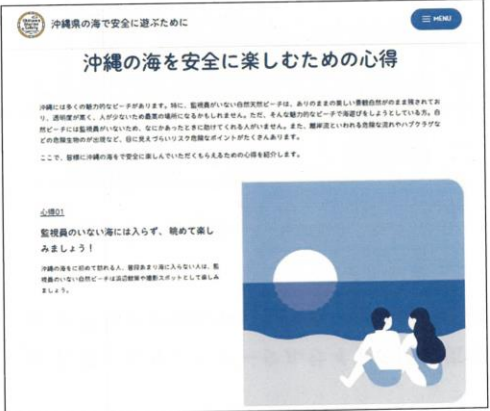
PICK UP 02

おきなわマリンセーフティ
LINE 公式アカウント

LINEの友達登録をして頂くと現在地から一番近いビーチの情報や近くのヒヤリハットなど様々な情報を気軽に閲覧することができます。安全なビーチの選定や注意事項の確認に役立ててください。



- ① 沖縄の海を安全に楽しむための心得
- ② 海で遊ぶ前に確認すること
- ③ マリンレジャーを安全に楽しむための心得
- ④ 海の事故から命を守る3つのポイント
- ⑤ もしもの時

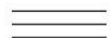


PICK UP 03

沖縄県の海で安全に遊ぶための説明動画

沖縄の海の特徴、海で安全に遊ぶために知っておきたいことを、まずは動画でチェックしましょう。





沖縄マリンレジャー ショップの正しい選び方

SCROLL



Best Select

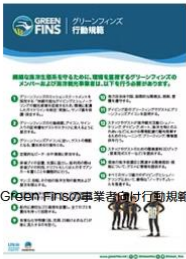
マリンショップを選ぶポイント

環境

Green Finsガイドライン、認定メンバー

レスポンスブルツーリズムの実践には、旅行中のあなたの意識や行動を変えることも大事ですが、環境に配慮したマリンショップを選ぶことも大事です。では、そのような環境に配慮したツアーの提供や、ショップ運営をしているところはどのように見分けられるのでしょうか。

沖縄県では、環境にやさしいマリンレジャーの基準として、国連環境計画とリーフワールド財団が定めるGreen Finsのガイドラインを推奨しています。このガイドラインを導入しているマリンショップや、認定を受けているマリンショップを選ぶことが、海の環境を守る第一歩につながります。



認定メンバー

また、マリンショップが独自で提供するエコツアーに参加してみることも良いでしょう。海やサンゴを見るだけでなく、もう一歩踏み込んだ知識を得ることで、ツアーの内容に深みが出て、いっそう忘れられない思い出になるのでしょうか。

安全

安全対策優良事業者

このサイトを見ていて多くの方は、マリンレジャーに参加するのは初めて、もしくはそう多くはないという方がほとんどだと思います。そんな中で、マリンショップがどんな安全対策をしているのか、何ができるまでできていると安全なのかを判断するのは簡単ではないはずです。

そこで、一つの判断基準となるのが「安全対策優良海域レジャー提供業者(マル優業者)」認証です。

沖縄県内のマリンレジャーの安全基準認証制度「安全対策優良海域レジャー提供業者(マル優業者)」とは沖縄県には沖縄県公安委員会が、マリンレジャーを提供するために最低限必要な安全対策基準を満たしていると認められたマリンレジャー事業者を認定する制度があります。それが安全対策優良海域レジャー提供業者(マル優業者)です。

安全対策基準は以下のようなものです。

●安全対策基準



サービス

よくあるトラブル・不満からあなたに合うマリンショップを考えてみよう

沖縄県内のマリンレジャーにはダイビングやシュノーケリング、SUP、カヤック、バナナボートなどさまざまな種類があります。そして、そのツアーを提供しているショップは登録数だけで延べ4,000近くにもなります。同じ種類のツアーでもサービス内容や金額もさまざまです。期待するサービス内容やツアーの前後の工程を見越したショップ選びが、あなたの旅をより楽しいものにできるでしょう。

しかし、飲食店と違ってマリンショップに訪れる頻度は一般的にそう高くはありません。選ぶと言ってもあなたの中に基準がないと難しいと思います。そこで、ここでは観光客アンケートから見てきた、よくあるトラブルや不満の事例を通して、ショップ選びの基準について考えていきたいと思います。

沖縄県宿泊税（観光目的税）：利用者負担による安全対策の推進

	具体的内容
税導入の目的	世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、安全・安心で快適な観光の実現、観光による弊害の未然防止等、観光振興により県民、観光客、観光事業者の全てが幸せな三方よしの社会を達成するために要する経費に充てるため、宿泊税を課する。
想定される税収の使途	(1)安全・安心で快適な観光の実現（観光危機管理、海の安全） (2)県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3)観光地における環境及び良好な景観の保全、並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (5)地域社会の持続可能な発展を、観光を通じて促進することによる県民理解の向上と、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (6)市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）
課税客体	(1)旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く。） (2)住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊
納税義務者	沖縄県内の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	旅館業法第3条1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金
課税免除	(1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの (2)前号に規定する当該学校が主催する修学旅行の引率者
税率	定率2%（ただし、税額2,000円を上限とする）
税収規模試算	約77.8億円（うち徴税コスト約4.6億円※特別徴収義務者への報償金に加え、人件費等を含む）
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%